

5 技術職員(有資格者)經歷調書

申請者の商号又は名称:

令和 8 年 11 月 1 日現在

[illegible]

- ＊「建築物における清掃業務」に登録がある場合のみ必要。
- ＊申請に係る業務に必要な有資格者を、資格の種類別に並べて記載すること。
(必ず資格の種類別ごとに有資格者を記載し、有資格者ごとに資格を記載しないようにすること。)
- ＊鹿児島市内に設置の営業所等で常時雇用する技術職員(有資格者)のみ記載すること。
- ＊免許・免状等に関して、①新たに取得した資格、②更新した資格、③新たに雇用した技術職員が資格を有する場合は、免許・免状等の写し(A4縦)を必ず添付すること。また、写しを添付する際は、記載順に添付すること。